

報告第4号 専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて
(三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)

令和8年度地方税制改正に基づき、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布され、施行期日が令和8年4月1日となっているものについて、三田市国民健康保険税条例を早急に改正する必要性が生じたため、令和8年3月31日付で専決処分を行った。

1 改正の趣旨

今般の法改正を受けた三田市国民健康保険税条例の改正

2 改正内容

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(1) 課税限度額の改正

改正前		→	改正後	
● 基礎課税額	66万円		● 基礎課税額	67万円
● 後期高齢者支援金等課税額	26万円	● 後期高齢者支援金等課税額	26万円	
● 介護納付金課税額	17万円	● 介護納付金課税額	17万円	
● <u>子ども・子育て支援納付金課税額</u>		● <u>子ども・子育て支援納付金課税額</u>	3万円	
合 計	109万円	合 計	113万円	

(2) 均等割、平等割の軽減判定所得の見直し

改正前	改正後
● 7割軽減：43万円＋(10万円×(給与所得者等の数－1))	● 7割軽減：43万円＋(10万円×(給与所得者等の数－1))
● 5割軽減：43万円＋(10万円×(給与所得者等の数－1))＋(30.5万円×世帯の被保険者数※)	● 5割軽減：43万円＋(10万円×(給与所得者等の数－1))＋(31万円×世帯の被保険者数※)
● 2割軽減：43万円＋(10万円×(給与所得者等の数－1))＋(56万円×世帯の被保険者数※)	● 2割軽減：43万円＋(10万円×(給与所得者等の数－1))＋(57万円×世帯の被保険者数※)

※ 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した被保険者を含む

(3) 令和8年度国民健康保険税率の改定

※ ()は令和7年度比

	基礎課税額	後期高齢者支援金等 課税額	介護納付金課税額	(新) 子ども・子 育て支援納付金課 税額
所得割額	7.18% (±0%)	2.90% (±0%)	2.73% (±0%)	0.28%
均等割額	30,500円 (±0%)	12,400円 (±0%)	13,700円 (±0%)	1,300円
平等割額	21,500円 (±0%)	8,500円 (±0%)	6,900円 (±0%)	900円

・所得割額・・・被保険者の所得に乗じる税率

・均等割額・・・被保険者1人あたり賦課額

・平等割額・・・加入世帯1世帯あたり賦課額

※ 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額・・・令和7年度と同額(据え置き)

※子ども・子育て支援金納付金課税額の均等割額は、18歳以上均等割額と合算表記

(1,200円+100円)

3 施行期日

令和8年4月1日